

近江八幡市におけるSDGs達成に向けた取組詳細(目標16)

No	事業名	【事業開始年月～事業終期年月】			SDGs該当目標	事業目標（指標）	事業概要
		過去	現在 H29 年度	未来			
1	近江八幡市第1次総合計画策定事業 【平成29年4月～次期改定まで】		★	★	1 貧困をなくそう 2 気候をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう	生活環境・都市基盤・教育・文化・産業・経済・健康福祉・人権・総務など、市の最上位計画として各分野の方針や基本計画を明確にする。加えて、SDGsの17の目標も視野にグローバルな観点をも取り入れたユニークな計画とする。 本事業は「基本構想」と「基本計画」から構成し、「基本構想」は、地方自治法に基づき定められる近江八幡市のまちづくりに関する基本的な考え方と、まちづくりの進め方の基本方向を提示する。 「基本計画」は、基本構想を受けて具体的に市政の施策方針を明らかにする実行計画とする。 なお、各分野ごとに計画年次等や個別の目標(数値等)を設定し、各目標年次までに事業・業務実施を行うものとする。KPIについても各分野ごとで異なるが、総合的な事業&施策評価のシステムの構築を目標とする。	今日の少子高齢化による地域課題の顕在化や、東日本大震災をはじめ近年の自然災害の大規模化・多様化など、社会情勢がめまぐるしく変化していることはもとより、他市町の総合計画策定状況や、当市まちづくりの更なる向上と進展を目指す中で、新たな「(第1次)近江八幡市総合計画」を策定する。 策定にあたっては、以下の基本的な視点により取組む。 ①「新市基本計画」の遺伝子を受け継ぎ、個別計画との整合を図り、事業・業務の補強をしながら市の最上位計画の策定を行う。 ②福祉、教育、農業など各個別計画との整合性を重視しながら策定を行う。(都市計画マスタープラン、農村振興基本計画、地域福祉計画、財政計画、人口ビジョン、各まちづくり構想等) ③計画のビジョンを市民へ提案(ワークショップや学区別説明会、フォーラムなど)することにより、官民一体的な構想とする。 ④長期期間(10年間)における市の「基本構想」と「基本計画」を定めることにより、住民が安全で安心して生活でき、「このまちに住んでよかった」と思える住民満足度の向上を図るとともに、自治体の経営戦略としての総合計画の策定を行う。
21	市政における公正の確保と透明性の向上 【平成22年3月～継続】	★	★	★	16 平和と公正をすべての人に	職員ひとりひとりが、各制度の目的と運用についての理解を深めるための研修を実施するとともに、他の自治体で発生している事案を踏まえ注意喚起を促すなど、不適切事案の未然防止につなげる。 活動指標(全所属を対象とする取組) ①業務における根拠法令の確認・・・年1回以上 ②不当要求行為等に関する研修会・・・年1回以上 ③文書取扱主任会議の実施・・・年1回以上 (情報公開制度及び根拠法令の明確化を周知する機会)	公務に対する市民の信頼を確保し、市民と共に公正かつ民主的な市政の運営をめざし、職員が業務遂行するにあたっての法令遵守体制を維持・向上するとともに、積極的な情報公開等による透明性の向上を図るため、継続的に次の取組を推進する。 ①近江八幡市コンプライアンス条例に基づく、業務遂行における法令遵守体制の維持・向上策の推進(コンプライアンス委員会及び不当要求行為等対策委員会等の設置、業務における法的根拠の明確化と確認など) ②近江八幡市暴力団排除条例に基づく取組の推進 ③近江八幡市職員倫理規程及び近江八幡市職員の退職管理に関する条例等の運用 ④情報公開制度、会議の公開及びパブリックコメント制度の運用
24	財政状況の『見える化』 【～継続】	★	★	★	16 平和と公正をすべての人に	予算情報の公開として予算編成過程を明らかにするとともに、予算の概要などわかりやすい予算情報を公表する。 また、決算情報として決算の概要や財政状況資料集などを公表し、他市町と比較しやすい形で、あらゆる情報をわかりやすく取りまとめて、市民が有効活用できる財政情報を提供する。 加えて、財務書類4表を整備し、民間企業と似た決算書類を作成し公表することで、住民への財政情報の公開に資するとともに、行政コストやインフラ資産の保有・維持管理情報などを明示し、自治体財政の状況について、市民にわかりやすい形で提供する。 上記のような様々な角度からの財政情報の公開により、透明性の高い財政運営を目指す。	予算編成過程の公開や決算状況をはじめとする財政状況の『見える化』をすすめ、住民等へのより分かりやすい情報開示に取り組むとともに、新たに統一基準として示された財務書類4表を整備し、公表を行う。他市と比較可能な統一基準に基づく財務書類を整備することで、更なる『見える化』の促進を図る。